

公示第 7 2 号
令和 8 年 6 月 1 日

業者各位

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 中村 恵一
(公印省略)

公示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正し、令和 8 年 6 月 1 日以降に締結する契約から適用しますので、お知らせします。

添付書類：新旧対照表

入札及び契約心得

10.7 専用防衛生産用資産の取得及び管理について

甲が原価計算を行うに際して乙がその取得に要する費用の全部または一部を見積資料に計上した専用防衛資産の取得及び管理に係る条件については、「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」（別紙様式４８）を基本契約条項に付加するものとします。

10.8 生産性向上推進制度について

装備品及び役務の調達価格の一層の低減を図るため、原価改善によるコスト削減に向けた生産性向上推進制度により、原価改善提案等が承認された場合は、当該契約のコスト削減額を考慮して得たインセンティブ料率を適用した契約を締結します。装備品等又は役務の調達に係る契約（調査研究契約、ソフトウェア作成請負契約、賃貸借契約、研究委託契約その他の履行に際して加工工程を要しない契約を除く。）であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したものを締結する場合には、「生産性向上推進制度に関する特約条項」（別紙様式第４９）を付加するものとします。

入札及び契約心得

10.7 初度費の支払いを伴う契約の取扱いについて

初度費の支払いを伴う契約を行うときは、当該初度費をもってその費用に充てる設計及び試験の実施並びに専用治工具、専用機器、専用装置及びライセンスの取得等に係る条件について「初度費をもってその費用にあてる設計費等の取扱いに係る特約条項」（別紙様式４８）によるものとします。

10.8 インセンティブ契約制度について

装備品及び役務の調達価格の一層の低減を図るため、原価改善によるコスト削減に向けたインセンティブ契約制度により、原価改善提案等が承認された場合は、当該契約のコスト削減額を考慮して得たインセンティブ料率を適用した契約を締結します。装備品等又は役務の調達に係る契約（調査研究契約、ソフトウェア作成請負契約、賃貸借契約、研究委託契約その他の履行に際して加工工程を要しない契約を除く。）であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したものを締結する場合には、「インセンティブ契約制度に関する特約条項」（別紙様式第４９）を付するものとします。

別紙様式第 1 3

委託契約条項

(知的財産権等の定義)

第 3 4 条 [略]

2 ～ 4 [略]

5 この契約書において「仕様書等」とは、仕様書又は参考として仕様書に添付された図面、見本若しくは図書をいう。

6 [略]

7 この契約書において「外国関係主体」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）
- (2) 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）
- (3) 外国籍又は外国永住権を有する者（業務従事者として甲の同意を得た者を除く。以下「外国籍者」という。）
- (4) 外国法人等又は外国籍者により直接保有されるその議決権の数と他の会社を通じて間接に保有される議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合が 100 分の 50 以上に相当する会社
- (5) 外国籍者が役員又は役員で代表

別紙様式第 1 3

委託契約条項

(知的財産権等の定義)

第 3 4 条 [同左]

2 ～ 4 [同左]

[項を加える。]

5 [同左]

[項を加える。]

する権限を有する者のいずれかの過半数を占める法人その他の団体 (6) 雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約に基づき、外国政府等若しくは外国法人等の指揮命令に服する者又はこれらに対して善管注意義務（本契約と関係する可能性がないものを除く。）を負う者 (7) 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当事者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ており、又は得ることを約している者 (8) 日本国における行動に関し、外国政府等の指示又は依頼を受け、又は受ける外国法令上の義務を負う者 <u>8</u> この契約書において「秘密」とは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安全情報をいう。 <u>9</u> この契約書において「保護すべき情報」とは、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保	[項を加える。] [項を加える。]
---	---------------------------------

について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。

10 この契約書において「秘密等」とは、秘密及び保護すべき情報をいう。

（知的財産の帰属）

第35条 甲は、乙が次の各号、第3項及び第4項、次条から第42条まで並びに第51条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第2号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1)～(3) [略]

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術

[項を加える。]

（知的財産の帰属）

第35条 甲は、乙が次の各号、第3項及び第4項、次条から第40条まで並びに第49条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第2号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1)～(3) [同左]

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術

力強化法施行令（平成１２年政令第２０６号）第２条第３項で定める場合（当該第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。 （５） この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。 ２～５ [略] （乙に帰属する著作物の公表の承認	力強化法施行令（平成１２年政令第２０６号）第２条第３項で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。 （５） この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等（秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）第２条第１項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第２条第１項に規定する秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和５年法律第５４号）第２７条第１項に規定する装備品等秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）第３条第１項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和２９年法律第１６６号）第１条第３項に規定する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）第２項第１号に規定する保護すべき情報をいう。以下同じ。）が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。 ２～５ [同左] （乙に帰属する著作物の公表の承認
---	---

(乙に帰属する産業財産権の出願に係る承認等)

(乙に帰属する産業財産権の出願に係る承認等)

第 3 7 条 [略]

2 甲は、前項の規定により、同項第 1 号に掲げる特許出願に係る申請を受けた場合において、当該出願の内容が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 4 3 号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 7 0 条第 1 項に規定する保全指定を受けることを想定するのであれば出願を承認できると判断する場合、乙に対して同法第 6 6 条第 2 項前段の規定による申出を出願とともにを行い、同法第 7 0 条第 1 項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと及び第 5 条第 4 項の規定に従うことに同意するか、書面にて問うものとする。この場合において、乙は、甲の問いに対し同意するときは、書面によりその旨回答するとともに、甲の指示に基づき、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（令和 5 年内閣府・経済産業省令第 5 号）第 2 条第 1 項の申出に係る書類（以下「保全審査申出書類」という。）その他必要な書類を作成し、甲に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙は、次に掲げるところにより事前に甲の承認を書面（別記様式 3）により申請することにより、同項第 1 号に掲げる特許出願であって、保護すべき情報を含む内容の出願に係る承認の申請を行うことができる。

第 3 7 条 [同左]

2 甲は、前項に基づく承認の申請の内容が発明の特許出願である場合において、当該発明の内容が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 4 3 号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 7 0 条第 1 項に規定する保全指定を受けることを想定するのであれば出願を承認できると判断する場合、乙に対して同法第 6 6 条第 2 項前段の規定による申出を出願とともにを行い、同法第 7 0 条第 1 項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと及び第 5 条第 4 項の規定に従うことに同意するか、書面にて問うものとする。

3 前項に基づく甲の問いに対し、乙が同意する旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（令和 5 年

(1) 乙は、経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を出願とともに、同法第70条第1項に規定する保全指定を受けることを要望する旨を当該書面に記載すること。 (2) 乙は、第1項第1号に掲げる資料を当該書面に添えること。 (3) 乙は、保全審査申出書類を当該書面に添えること。 (4) 特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第36条第1項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に関する情報の流出を防止するための措置に関する基本指針（令和5年4月28日閣議決定）第1章第2節第1号に規定する類型を踏まえた上で、申出に係る発明が経済安全保障推進法第67条第1項に規定する発明に該当すると考える理由を保全審査申出書類に具体的に明記すること。 (5) 承認の申請に係る特許出願を防衛省又は防衛装備庁の職員と共同してする場合にあっては、当該特許出願をすること及び申請の内容について当該職員と調整を終えていること。 4 [略] 5 甲は、必要に応じて乙に出願内容の修正を指示することができ、また	内閣府・経済産業省令第5号)第2条第1項に規定する申出書その他必要な書類を作成し、甲に提出しなければならない。 4 [同左] 5 甲は、必要に応じて乙に出願内容の修正を指示することができ、また
---	---

、乙は、甲の指示に基づき出願内容を修正の上、その出願内容を甲に提出しなければならない。また、前項の規定に基づく修正を含め、乙が第1項又は第3項の規定に基づき甲の承認を申請したときに添えた発明等の内容を修正し、それを甲に提出した場合には、甲は、乙が提出した修正後の発明等の内容を第1項又は第3項の規定に基づく乙の申請に添えられたものとして取扱う。

6 乙は、第1項又は第3項に基づく甲への申請に対する甲の承認を得た後でなければ、第2条第1項の規定に基づき甲が産業財産権を譲り受けなかったとした新研究成果に関する産業財産権の出願又は設定登録の申請を行ってはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

7 乙は、第2項の規定により又は第3項に基づく甲への申請により甲の承認を得た場合において前項の出願を行うときは、第2項又は第3項の規定に従って作成した保全審査申出書類を用いて経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行わなければならない。この場合において、当該出願に必要な書類に保護すべき情報が含まれるときは、書面（紙）により出願する（電子出願をしない）ものとする。

8 [略]

9 第2項又は第3項に該当する場合において、乙は、当該発明の内容を、経済安全保障推進法第67条第1

、乙は、甲の指示に基づき出願内容を修正の上、その出願内容を甲に提出しなければならない。また、前項の規定に基づく修正を含め、乙が第1項の規定に基づき甲の承認を申請したときに添えた発明等の内容を修正し、それを甲に提出した場合には、甲は、乙が提出した修正後の発明等の内容を第1項の規定に基づく乙の申請に添えられたものとして取扱う。

6 乙は、第1項に基づく甲への申請に対する甲の承認を得た後でなければ、第2条第1項の規定に基づき甲が産業財産権を譲り受けなかったとした新研究成果に関する産業財産権の出願又は設定登録の申請を行ってはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。

7 第2項に基づく甲の問いに対し乙が同意する旨書面にて回答していた場合において、乙は、前項の出願を行うとき、当該出願とともに第3項で作成した申出に係る書類を用いて経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行わなければならない。

8 [同左]

9 第2項に該当する場合において、乙は、当該発明の内容を、経済安全保障推進法第67条第1項に記載さ

項に記載された発明に該当する可能性の程度が高いものとして、適正に管理しなければならない。

(乙に帰属する技術資料の取扱い)

第39条 [略]

2・3 [略]

4 第2条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果の内容を、乙が公開又は第三者に開示しようとするときは、第36条第1項から第4項までの規定を準用する。

(乙に帰属する知的財産権の移転)

第40条 乙は、この契約に係る知的財産権（その専用実施権等を含む。以下この条において同じ。）を甲以外の第三者に移転しようとする場合には、事前に移転先の第三者がこの特約条項を承継することを約定する乙と当該第三者との間の契約書を添えて、移転承認申請書（別記様式6）を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により移転する場合又は当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合（移転先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときは、この限りでない。

2～5 [略]

(乙に帰属する知的財産権の実施許

れた発明に該当する可能性の程度が高いものとして、適正に管理しなければならない。

(乙に帰属する技術資料の取扱い)

第39条 [同左]

2・3 [同左]

4 第2条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果の内容を、乙が公開又は第三者に開示しようとするときは、第36条第1項から第3項までの規定を準用する。

(乙に帰属する知的財産権の移転)

第40条 乙は、この契約に係る知的財産権（その専用実施権等を含む。以下、この条において同じ。）を甲以外の第三者に移転しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）には、事前に移転承認申請書（別記様式6）を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、移転先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

2～5 [同左]

(乙に帰属する知的財産権の実施許

諾)

第41条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式8）を甲に提出し、承認を得るとともに、乙が行う第35条、第36条、本条及び第51条の規定の履行に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により実施許諾先を変更する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合（実施許諾先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときは、この限りでない。

なお、第35条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への許諾を求めた場合においては、当該甲の承認を得たものと見なす。この場合において、乙は、「実施許諾承認申請書」とあるのを「実施許諾報告書」と読み替えた書面により、甲に報告するものとする。

2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等を設定しようとする場合は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式9）を甲に提出し、その承認を得

諾)

第41条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により実施許諾先を変更する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合を除く。）には、事前に実施許諾承認申請書（別記様式8）を甲に提出し、承認を得るとともに、乙が行う第35条、第36条、本条及び第51条の規定の履行に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、実施許諾先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

なお、第35条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への許諾を求めた場合においては、当該甲の承認を得たものと見なす。この場合において、乙は、「実施許諾承認申請書」とあるのを「実施許諾報告書」と読み替えた書面により、甲に報告するものとする。

2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等を設定しようとする場合（当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併

るとともに、乙が行う第35条、第36条、本条及び第51条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であつて、合併若しくは分割により専用実施権等の設定先を変更する場合又は当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合（専用実施権等の設定先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときは、この限りでない。

3 [略]

（甲に帰属する著作物の取扱い）

第43条 [略]

2 乙は、前項の規定に基づき甲の許諾を得た後でなければ、当該新研究成果の内容を公開又は第三者に開示することができない。また、公開に際しては、第3条第6項の規定を準用する。

3 [略]

（甲に帰属する技術資料の取扱い）

第45条 [略]

2～4 [略]

5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条において同じ。）が

又は分割により専用実施権等の設定先を変更する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合を除く。）は、専用実施権等設定承認申請書（別記様式9）を甲に提出し、その承認を得るとともに、乙が行う第35条、第36条、本条及び第51条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、上記除かれる場合にかかわらず、専用実施権等の設定先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は、甲と事前に調整しなければならない。

3 [同左]

（甲に帰属する著作物の取扱い）

第43条 [同左]

2 乙は、前項の規定に基づき甲の許諾を得た後でなければ、当該新研究成果の内容を公開又は第三者に開示することができない。また、公開に際しては、第3条第5項の規定を準用する。

3 [同左]

（甲に帰属する技術資料の取扱い）

第45条 [同左]

2～4 [同左]

5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省（防衛装備庁を含む。以下この条及び次条において同

行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうちこの指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

別記様式第3

別記様式3。

発簡番号、
令和 年 月 日。

支出負担行為担当官、
分任支出負担行為担当官 殿。

。、

住 所、
会 社 名、
代表者名、
担当者名、
連 絡 先、

。、

産業財産権出願申請書。

。、

下記の契約に係る（特許の出願
実用新案登録の出願
意匠登録の出願
回路配置利用権の設定登録の申請）について、契約条項第37条（第1項、第3項）の規定に基づき申請します。、

。、

記、

。、

- 1 調達要求番号。
- 2 契約件（品）名。
- 3 発明等の名称。
- 4 発明者等の住所・所属・氏名。
- 5 出願予定国名。
- 6 その他（契約条項第35条第3項の規定に該当する特許出願の場合は、経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全審査を受けることを要する旨を記載）。

。、

関連文書：1 別記様式1の発簡番号及び発簡年月日。
2 契約条項第35条第1項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日。

添付書類：1 発明等の概要を説明する資料。

- 2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書（契約条項第37条第3項の規定に該当する特許出願の場合は、加えて保全審査申請書類）、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

じ。）が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうちこの指定するものの複製を除く。）することができる。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

別紙記様式第3

別記様式3

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願申請書

下記の契約に係る（特許の出願
実用新案登録の出願
意匠登録の出願
回路配置利用権の設定登録の申請）について、契約条項第37条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願予定国名

関連文書：1 別記様式1の発簡番号及び発簡年月日
2 契約条項第35条第1項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

添付書類：1 発明等の概要を説明する資料

- 2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式第 4

別記様式 4

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る
特許の出願
実用新案登録の出願
意匠登録の出願
回路配置利用権の設定登録の申請

記

- 1 調査要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願日
- 6 出願番号
- 7 出願した国名

関連文書：別記様式 3 の発簡番号及び発簡年月日

添付書類：1 特許庁が発行した受領書（写）
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書（契約条項第 3 条第 7 項の規定に該当する特許出の場合は、加えて発明書（出願書））、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式第 4

別記様式 4

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る
特許の出願
実用新案登録の出願
意匠登録の出願
回路配置利用権の設定登録の申請

項第 3 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調査要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願日
- 6 出願番号
- 7 出願した国名

関連文書：別記様式 3 の発簡番号及び発簡年月日

添付書類：1 特許庁が発行した受領書（写）
2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別紙様式第 4 8

専用防衛生産用資産の取得及び管理に
関する特約条項

甲及び乙は、専用防衛生産用資産の
取得及び管理に関し、次の特約条項を
定める。

(目的)

第 1 条 この特約条項は、甲が原価計
算を行うに際して、乙がその取得
(専用防衛生産用資産を使用する権
原のみの取得を含む。以下同じ。)
に要する費用の全部又は一部を見積
資料に計上した専用防衛生産用資産
(装備品等の特定の弾種、機種その
他の特定の製品種別(量産途中に仕
様書が改められたものを含む。))若
しくは当該特定の製品種別を含む製
品群又はこれらの部位、構成品等
(以下「対象物」という。))の製
造、修理等に係る契約が行われた場
合において、当該契約のうち少なく
とも 2 件以上のものの履行のために
共通して、かつ、専用的に使用され
るライセンス、設計、試験結果、治
工具、器具・備品、機械・装置その
他の固定資産又は固定資産に該当し
ない治工具、利用権その他の有形無
形の資産であって、それらが取得さ
れた翌年度以降における生産活動に
も使用されるものをいう。以下同
じ。)の取得及び管理について定め
ることを目的とする。

(専用防衛生産用資産の取得及び使用

別紙様式第 4 8

[初度費をもってその費用に充てる設
計費等の取扱いに係る特約条項は削除
し、専用防衛生産用資産の取得及び管
理に関する特約条項を加える。]

の計画)

第2条 乙は、この契約の締結後、速やかに、甲に対し、契約金額の内訳において専用防衛生産用資産（下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）に直接的又は間接的に取得させ、又は管理させるもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）を含む。以下同じ。）の取得に充てることを予定する金額について、その内訳として、前条の見積資料を基準として区分した費目ごとに要する費用を記載した書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の書面の提出に当たっては、前項の費用により取得される専用防衛生産用資産のうちに次に掲げるものについて、甲が定める様式により、その名称、取得時期の目途、概算の取得予定数量及び概算の取得予定金額を記載した書面を作成し、併せて報告するものとする。

(1) 建屋並びに建屋と一体として取得及び管理される附属設備、関連構築物その他の有体物（以下「建屋等」という。）

(2) 機械及び装置

(3) 前2号に掲げるもののほか、仕様書に記載されている固定資産その他の資産

3 乙は、この契約において、甲に実際原価計算書、確定計算価格見積書、実際価格計算書又は契約金額超過見込計算書を提出する義務を負っている場合には、第1項の費用に係る専用防衛生産用資産について、費

目ごとに実際に要し、又は要する予定の費用を記載した書面を、当該確定計算価格見積書又は実際価格計算書に添付するものとする。

4 第2項の書面は、専用防衛生産用資産のうち委託先専用防衛生産用資産については、下請負者ごとに作成し、乙に係る報告と併せて報告するものとする。

5 前各項における金額には、コスト変動調整率に係る金額並びに一般管理及び販売費、利子並びに利益を含めないものとする。

6 乙は、第2項又は第4項の書面に記載される専用防衛生産用資産の中に建屋等がある場合における当該建屋等は別図のとおりとするものとし、当該書面において、建屋等ごとに、該当する別図の番号を引用し、表示するものとする。

7 乙は、甲が求める場合及び次条第2項から第4項までに規定する場合を除き、建屋等を別図に示すフロア、区画等ごとの用途以外の用途に使用し、又は使用させてはならない。

8 乙は、いずれかの建屋等の使用の計画又は現況が別図に示す各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況と有意に異なる状態となり、又は異なる状態となる見込みであるとき（工事業者に別図と異なる発注を予定するときを含む。）は、遅滞なく、甲に対し、この特約条項の該当する別図を変更する契約を申し込むものとする。ただし、基本設計の別図への反

映以降竣工までの間にある建屋等については、この限りでない。

(専用防衛生産用資産の使用)

第3条 乙は、この契約の締結以降において、甲その他の防衛省の契約担当官等（以下「甲ら」という。）と対象物を製造、修理等する契約を締結する場合には、この契約において取得される専用防衛生産用資産（当該専用防衛生産用資産のうち、その構造、性質等に照らし、当該製造、修理等する契約の目的物である特定の対象物の製造、修理等に使用することが合理的でないものを除く。）を使用してこれを履行するものとし、この契約の締結以降の契約に係る見積資料、経费率算定資料等において、当該専用防衛生産用資産に係る費用を別途の直接経費、間接経費、間接材料費その他の原価として、重複して計上せず、かつ、請求しないものとする。

2 甲らは、甲らが乙と行う契約において、対象物以外の製造、修理等のために専用防衛生産用資産の全部又は一部を活用することが可能であると認める場合には、乙に対し、その活用を求めることができる。この場合において、乙は、当該活用が対象物の製造、修理等に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、これに応じるものとする。

3 乙は、甲らが、甲らと下請負者が行う契約における専用防衛生産用資産の使用又は活用について、対象物の製造、修理等に支障を及ぼさな

い範囲において、下請負者と協議することを妨げないものとする。

- 4 乙は、前2項に規定する場合その他甲らとの原価計算方式による契約の履行のために甲の確認を得て用いる場合を除き、甲らとの対象物に係る契約のためにのみ、この契約において取得される専用防衛生産用資産を使用し、又は使用させるものとし、他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又はこれらをさせてはならない。ただし、甲と別途協議して定めるところにより、乙が相応の対価を負担するときは、この限りではない。

(専用防衛生産用資産の管理)

第4条 乙又は下請負者が取得した専用防衛生産用資産に係る所有権その他これを乙又は下請負者の生産活動のために使用する権利は、乙又は当該下請負者に帰属する。

- 2 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、専用防衛生産用資産を維持及び管理し、又はこれをさせなければならない。

- 3 乙は、専用防衛生産用資産を取得したときは、速やかに、甲に対し、甲が定める様式により、その名称、調達先、取得時期、数量、取得金額等を報告するものとする。ただし、固定資産に該当しない専用防衛生産用資産については、甲の同意を得て、当該専用防衛生産用資産に係る報告の全部又は報告項目の一部を省略することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、

委託先専用防衛生産用資産については、下請負者ごと、甲が定める様式を用いて前項の報告を行うものとする。

5 前2項の報告は、専用防衛生産用資産の品目数が膨大である場合には、甲の同意を得た専用防衛生産用資産（建屋等を除く。）について、6月を超えない一定の期間ごとに可能なものを取りまとめて、段階的に行うことができる。

6 乙は、甲に対し、毎年5月31日までに、3月31日現在を基準として、甲が定める様式により、次に掲げる専用防衛生産用資産の維持及び管理の状況を報告するものとする。

(1) 第2条第2項の書面に記載されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、契約相手方又はその下請負者の固定資産台帳に登載されているもの

7 甲及び乙は、専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したと認めるときは、その取扱いについて相互に協議するものとする。

（専用設備の紛失、滅失又は損傷等）

第5条 乙は、前条第7項の協議により、甲及び乙が、専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したことを合意するまでの間において、当該専用防衛生産用資産を紛失し、滅失し、又は損傷等し、その結果、これを甲らとの契約に使用することができなくなった場合には、速やかに、甲に対しその旨を通知するものとする。

2 前項の場合(甲らの責による場合を除く。)において、乙は、乙の負担により、当該使用できなくなった専用防衛生産用資産について、修理、再取得その他必要な措置を講じ、当該専用防衛生産用資産を使用可能な状態に復旧するものとする。

(専用性保全検査の実施)

第6条 甲は、乙及び下請負者において、専用防衛生産用資産の維持、管理、使用等が、この特約条項に基づき適正に行われ、その専用性が保全されていることを確認するため、又はこの契約に基づいて生じた違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため、乙及び下請負者に対し、専用性保全検査(専用防衛生産用資産の現況、専用防衛生産用資産に係る生産活動その他使用の状況、専用防衛生産用資産その他固定資産に係る原価管理及び物品管理の要領、体制及び実務の適正性等を確認する検査をいう。以下同じ。)を実施することができる。

2 甲は、専用性保全検査を実施するときは、乙に対し、実施する日時、場所その他検査を受け入れるために必要な事項を十分な猶予をもって打診し、あらかじめ通知するものとする。ただし、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項(以下「信頼性特約」という。)第4条第1項に規定する臨時調査に併せて実施するときは、当該臨時調査に係る通知と併せて、又はこれに含めて通知することができる。

- | | |
|--|--|
| <p>3 乙は、前項の通知があった場合には、これを受け入れなければならない。</p> <p>4 甲は、甲が必要と認める場合には、甲が相応しい者として指定する監査法人若しくは公認会計士により専用性保全検査を支援させ、又は甲以外の防衛省の機関にこれを代行させることができる。</p> <p>5 専用性保全検査において下請負者が提出し、若しくは提示した資料又は行った説明は、乙が提出し、若しくは提示し、又は行ったものとみなす。</p> <p>6 信頼性特約第6条の規定は、専用性保全検査に準用する。この場合において、同条中「制度調査」、「定期調査及び臨時調査」又は「臨時調査」とあるのは「専用性保全検査」と、「調査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。</p> | |
|--|--|

(違約金)

- 第7条 乙は、甲が、乙の第3条第4項への違反（不可抗力によるもの及び正当防衛又は緊急避難に伴うものを除く。）を確認した場合には、同項ただし書きの規定による「相応の対価」に加え、これと同等の金額を、違約金として甲に支払うものとする。
- 2 前項の場合において、乙が専用防衛生産用資産を他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又は乙以外の者に転用され、流用され、若しくは一時使用された日数、時間数等を客観的に証明する証

憑その他の根拠を示すことができないときにおける違約金の額は、前項の規定にかかわらず、当該専用防衛生産用資産の取得金額にこれに係る第2条第5項の各項目に相当する金額を加えた金額とする。

3 前2項の規定は、乙が、乙の第3条第4項への違反について、甲が疑義を指摘する前に自発的に申告した場合には、適用しない。

4 第1項及び第2項の規定による違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

(下請負者との取り決め)

第8条 乙は、この契約において委託先専用防衛生産用資産がある場合には、当該委託先専用防衛生産用資産に係る下請負者との間において、書面により、甲が定める「発注付帯条件として、委託先専用防衛生産用資産の取得及び管理に関し、合意を要する事項」に掲げる事項を主要素とし、かつ、これを阻害しない発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産について、乙がこの特約条項に基づき行うものと同等の管理を行わせるものとする。

2 乙は、下請負者と前項の取り決めに合意したときは、その写しを添えて、その旨を甲に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この特約条項の有効期間中における当該下請負者に

対する専用性保全検査の実施に関する事務を包括的に委託したものとみなす。

3 第1項の場合において、下請負者は甲らが経費率を算定する事業者であるときは、乙は、当該下請負者との間において、甲が定める「発注付帯条件として、委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関し、合意を要する事項」に掲げる事項を主要素とし、かつ、これを阻害しない発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性を確保する義務及び制度調査を受け入れる義務を負わせるものとする。

4 乙は、下請負者と前項の取り決めに合意したときは、その写しを添えて、その旨を甲に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この特約条項の有効期間中における当該下請負者に対する制度調査の実施に関する事務を包括的に委託したものとみなす。

5 信頼性特約第2条第6項の規定は、同条第1項各号に掲げる場合において、乙又は下請負者が、委託先専用防衛生産用資産に関して不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、当該行為に関して当該下請負者に故意又は重大な過失がなかった場合を除き、適用しない。

6 第3項から前項までの規定は、その取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等（附属設備又

は甲が示す額以下の関連構築物等のみであるものを除く。)を含まず、かつ、その取得金額の合計額が1億円以下である下請負者には、適用しない。

7 第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲と、甲が定める委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する特約条項を締結するものとする。この場合において、甲及び乙の間において、原価監査を行うための特約条項が締結されていないときは、これを加える変更契約を行うものとする。

(1) 当該下請負者の取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等が含まれるとき（附属設備又は甲が示す額以下の関連構築物等のみを取得させる場合を除く。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該下請負者の取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産の取得金額の合計額が10億円を超えるとき

8 乙は、甲に対し、専ら前項第1号に掲げる場合にのみ該当する下請負者に対する原価監査について、該当する建屋等に係る原価監査のみとすることを求めることができる。

9 第7項の規定は、これを適用することが適切ではない者として甲及び乙が個別に合意した下請負者には、適用しない。

(特約条項の有効期間)

第9条 この特約条項は、主たる契約条項の規定にかかわらず、甲及び乙が、この特約条項の対象となる専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わす日までの間、効力を有する。

- (1) 当該専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと
- (2) 当該専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存しているものの取扱い

別紙様式第49

生産性向上推進制度に関する特約条項

(生産性向上推進制度の目的)

第1条 生産性向上推進制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、防衛省の契約担当官等が、契約の相手方又は競争参加を予定する相手方（以下「契約の相手方等」という。）からの原価改善申請（原価改善取組によるコスト削減を原因としてこの制度の適用を申請することをいう。以下同じ。）に基づきその適用を決定した場合に、事後の契約について、コスト削減額を考慮した価格にコスト削減額の一部（インセンティブ）を加算して計算価格を計算することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方等の意欲の向上を図ることを目的とする。

別紙様式第49

[インセンティブ契約制度に関する特約条項は削除し、生産性向上推進制度に関する特約条項を加える。]

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量及び生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。
- (3) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (4) 原価改善取組 計算価格の計算時に提出された見積資料に反映されていなかった技術、アイデア又は製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は習熟度、歩留率その他の指標に示される生産効率の向上により、製品又は部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙（乙の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。
- (5) コスト削減 原価改善取組により製造原価の一部が削減されることをいう。

- | | |
|---|--|
| <p>(6) コスト削減額 原価改善取組により削減される製造原価の削減額（初度費その他国若しくは地方公共団体の予算に基づく補助金、助成金等の支弁を受けた治工具、機械、設備等（消耗品を含む。）又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第7条の規定による財政上の措置を受けた設備（同法第4条第1項に規定する特定取組の実施が完了したものを除く。）を導入して効率化された部分を除く。）をいう。</p> <p>(7) 仕様書等 仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。</p> <p>(8) 申請契約 乙が、この特約条項に基づき原価改善申請を行い、原価改善取組によるコスト削減額を確定する契約をいう。</p> <p>(9) 対象契約 申請契約において算定されたコスト削減額に基づくインセンティブ料が適用される契約をいう。</p> <p>(10) 基準契約 申請契約又は対象契約における前例となる同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約（契約の履行条件が異なり、比較の基準とすることが不適当であるものを除く。）をいう。</p> <p>(11) 対象工程等原価 製造原価のうち、原価改善取組の対象としてコスト削減が行われた工程等に係る部分のコスト削減後の原価をいう。</p> <p>(12) 原価監査付契約 甲が行う原価</p> | |
|---|--|

監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。

(13) 一般確定契約 原価監査付契約を除く、契約金額（契約金額が変更された場合には、当該変更金額をいう。）をもって契約相手方に支払われる代金の金額を確定することとしている契約をいう。

(14) 補填インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い減少する利益を補填するために付与されるインセンティブ料をいう。

(15) 報奨インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い報奨として付与されるインセンティブ料をいう。

（制度適用の申請）

第3条 乙は、次の各号に掲げる契約について、甲に生産性向上推進制度の適用申請を行うときは、甲が定める手続きに従い、原価改善申請書（以下「申請書」という。）を甲に提出するものとする。

(1) 現にこの特約条項が付されている契約（納期（納期が猶予された場合は猶予期限）到来の30日前以前であるものに限る。）

(2) この特約条項を付す条件で現に公募又は公示中である契約

(3) 過去にこの特約条項が付された契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約その他のこの特約条項を付すことが想定され

る契約

2 原価改善申請に係る原価改善取組は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあつては、契約履行方法に変更がある

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあつては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

(2) 原価改善取組に起因して納期に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する納期が、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。

(3) 前号のほか、原価改善取組に起因して仕様に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であつて、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元がこれを認めた場合は、この限りでない。

3 乙は、第1項第1号の期間を除く任意のときに、原価改善申請に合わせて、又はこれとは別個に、甲に対

し、乙の原価改善取組における工程改善等について、甲が調達する部外力による助言を要望することができる。

(制度適用の決定)

第4条 甲は、乙から申請書が提出された場合は、当該申請書の内容を審査し、当該申請書に係る原価改善取組について生産性向上推進制度を適用するか否かを決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、生産性向上推進制度を適用しないとき、又は生産性向上推進制度の適用に条件を付すときは、その理由を示した上で乙に通知するものとする。

2 甲は、原価改善申請に係る装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務を行った後に、当該装備品等の機能又は性能が低下していないことを確認する試験（以下「確認試験」という。）を行う必要があると判断した場合には、前項の条件として、乙に対し、確認試験の実施を求めることができる。

3 甲は、原価改善申請に係る原価改善取組が第3条第2項第3号ただし書きに該当する場合には、申請契約に係る仕様書等の変更が正式に合意されることを第1項の条件とするものとする。

4 甲は、第1項の通知を、原則として、申請書の提出日から20日以内に行うものとする。ただし、甲が、原価改善申請について調達要求元に照会する場合にあっては、30日以

内に行うものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、契約担当官等は、原価改善申請が第3条第1項第2号又は第3号に掲げる契約について行われた場合であって、前項の期限が当該契約の締結の日から7営業日を経過する前に到来するときは、第1項の通知を契約締結の日から7営業日以内に行うことができる。
- 6 前2項の日数には、甲が乙に対し、申請書について、補正若しくは差替え又は不足する資料若しくは情報の提出若しくは提供を求めた日から、当該補正若しくは差替え又は追加の提出若しくは提供があった日までの日数を含まない。
- 7 前各項の規定にかかわらず、甲は、当該規定による期限までに第1項の通知を行うことが相当困難である正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によって乙に通知することによって、当該期限を延長することができる。

(確認書の交換)

第5条 甲及び乙は、甲が前条第1項の通知を行った場合には、遅滞なく、契約の相手方等との間で、当該原価改善申請に基づき、生産性向上推進制度を適用する条件を確認するために甲が定める書面（以下「確認書」という。）を相互に取り交わし、次の各号の事項を確認するものとする。

- (1) 対象契約の範囲
- (2) 生産性向上推進制度の適用期間

(確認書の交換日をもって始期とする。) (3) 原価改善の方法 (4) 原価改善取組に係る調達数量 (5) 原価改善取組によるコスト削減額 (6) コスト削減後の対象工程等原価 (7) 前号のうち直接材料費及び直接経費の額 (8) 第6号のうち加工費の額及び該当工数 (9) 適用期間中の各年度におけるインセンティブ料（インセンティブ料の算出の方法は、第7条の規定による。) (10) 対象契約の取扱いに関する事項（第10条第2項又は第3項に関する事項を明らかにする。) (11) その他の必要な事項 2 甲及び乙は、確認書を取り交わした場合には、甲が定める基準に基づき、申請契約に、当該契約における生産性向上推進制度の実施について約定する特約条項（以下「実施特約」という。）を付すものとする。 3 確認書を取り交わし、又は実施特約を付す時点において第1項第4号から第8号までの数値の確認又は算定を終えていない場合には、確認書又は実施特約における当該数値及び第1項第9号のインセンティブ料は、当該確認又は算定の後に定めるものとする。 4 乙は、第4条第1項の通知を受領した場合であっても、第1項各号に掲げる確認事項に合意できないときは、書面により、確認書の交換を拒	
---	--

否することができる。

5 甲及び乙は、第4条第3項の場合において、確認書を取り交わしたときは、申請契約その他現に履行中の対象契約に係る仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定め、所要の契約変更の措置を執るものとする。

6 乙は、申請契約以降の他の契約において申請契約と同一の原価改善取組を深掘りすること等により、前各項の規定により確認し、合意していたコスト削減額を増加させた場合には、甲に対し、コスト削減額の増額変更を申し込むことができる。この場合において、甲は、当該追加的なコスト削減の状況を改めて調査し、その事実を確認したときは、第3項に規定する各数値を再算定し、確認書及び実施特約を変更するものとする。

(確認書の取消し)

第6条 甲は、確認書において確認した原価改善取組の実施によってコスト削減が実現しない、仕様書等に定める機能及び性能を満たすことができない等の正当な理由により、乙が確認書の取消し及び実施特約の解除を求めた場合には、これに応ずるものとする。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、確認試験の実施により、原価改善申請の実施が仕様書等に定める装備品等の機能又は性能を低下させることが明らかになった場合には、確認書を取り消し、実施特約を解除す

ることができる。

- 3 前2項の規定により確認書等が取り消し等された場合における生産性向上推進制度の適用期間は、当該取消し等の日をもって終了するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により確認書等の取消し等を行う時点において、仕様書等の変更による契約変更を既に行っている場合又は原価改善申請に係る原価改善取組の実施を前提とした仕様書等により契約を締結している場合には、甲及び乙は、速やかに、当該原価改善取組を実施しない場合の仕様書等に戻し、所要の契約変更の措置を執るものとする。
- 5 甲及び乙は、前各項の規定により確認書を取り消し、又は実施特約を解除した場合においても、原価改善申請に係る原価改善取組を実施しない場合の契約金額に戻し、その他増額するための契約変更を行わないものとする。

(インセンティブ料)

第7条 甲は、乙と対象契約を行うときは、当該契約におけるコスト削減額の範囲内において、次の計算式により計算する補填インセンティブ料に次項の規定による報奨インセンティブ料を加えて得た調達数量当たりの総インセンティブ料を、対象契約における調達数量に応じて調整し、これを対象契約に係る計算価格（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第4号に規定する計

算価格をいう。)における利益の一部として認めるものとする。

補填インセンティブ料＝申請契約における調達数量当たりのコスト削減額×対象契約の利益率

- 2 報奨インセンティブ料は、第4条第1項の通知を行った日（以下「通知日」という。）の属する年度を通知年度とし、当該通知日の属する年度の翌年度を経過年数1年度目として、原価改善申請ごとに5年度目までの間について、申請契約における調達数量当たりのコスト削減額に次の表の率を乗じた額とする。ただし、申請契約の製造原価相当額に対するコスト削減額の割合（以下「削減割合」という。）が2パーセントを超える場合には、報奨インセンティブ料の付与期間を1年延長し、以降追加して2パーセント超えるごとにさらに1年延長するものとする。

(単位：パーセント)

通知当年度	通知日の翌年度からの経過年数					
	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	延長期間中
7.5	7.0	6.5	6.0	5.5	5.0	

- 3 申請契約が複数の契約から成る場合における前号の削減割合は、当該複数の契約の契約金額の総額に対するコスト削減額の割合とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第3条第3項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における報奨インセンティブ料は、その付与期間を通して50パーセントとする。

(確認試験)

第8条 乙は、第4条第2項の規定に

より確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち合わせなければならない。

- 2 乙は、前項の確認試験の終了後、速やかに、乙が原価改善申請を行った原価改善取組を適用して装備品等の製造又はその整備、修理、改造等の役務を実施することが、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響を生じさせるものでないか否かを明らかにした確認試験結果報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の確認試験結果報告書において、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響が確認された場合には、確認書を取り消し、生産性向上推進制度の適用を中止することができる。この場合において、契約金額は、これが原価改善取組によるコスト削減額を反映した金額であるときにおいても、これを当該コスト削減額を反映しない金額に増額する契約変更を行うことはできないものとする。
- 4 確認試験に係る費用は、乙の負担とする。ただし、甲は、確認試験の実施後の各対象契約において、当該契約に係るコスト削減額とインセンティブ料の差額の範囲において、当該費用を「原価改善確認試験料」として償却させ、計算価格の算定における販売直接費の一部として認めるものとする。

(申請契約の取扱い)

第9条 甲及び乙は、申請契約が原価監査付契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額及びインセンティブ料を反映した額をもって支払代金を確定するものとする。ただし、当該申請契約が極度額を設定した原価監査付契約であるときのインセンティブ料の加算は、原契約による上限の範囲内で行わなければならない。

- 2 甲及び乙は、申請契約が一般確定契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額又はインセンティブ料の多寡にかかわらず、生産性向上推進制度の適用を原因として契約金額を変更する契約変更は行わないものとする。

(対象契約の取扱い)

第10条 生産性向上推進制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するものではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、対象契約が次の各号のいずれかに該当することを甲が確認した場合であって、甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときは、当該契約を随意契約により行うことができる。

- (1) 対象となる契約の履行に特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去2年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、か

つ、甲による業態調査によっても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

- (2) 申請契約における削減割合が２パーセントを超える場合であつて、確認書等に基づき、事後の契約についても同等以上のコスト削減が期待されるとき

3 乙は、前項の適用について、甲に対し、申請契約の契約方式（一般競争契約、指名競争契約又は随意契約の別をいう。）に応じ、確認書において、次の各号に掲げる事項を確認することを求めることができる。

- (1) 申請契約が随意契約である場合
申請契約について甲が随意契約の方式を採ることとなった前提条件に変更のない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること

- (2) 前号以外の場合 甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること

4 甲及び乙は、確認書の交換日以降に対象契約を締結する場合には、当該契約に、この特約条項のほか、実施特約を付すものとする。

（原価改善取組に係る知見の保護及び使用）

第 11 条 甲は、確認書において確認した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見について、乙の同意なく、第三者にその内容を開示し、又

は使用させてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、原価改善申請書又は確認書に記載された情報（当該文書の別添資料に記載された情報であつて、第三者への開示を不可とする旨が表示されている部分（当該別添資料の全体である場合を含む。）に記載されているものを除く。）については、前項の同意が得られているものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、生産性向上推進制度の適用期間を終了した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見を、甲が行う他の調達におけるコスト削減のために無償で 사용할 ことができる。ただし、当該知見のうち乙の知的財産権、著作権その他の排他的権利により保護される部分については、この限りでない。

4 前各項の規定にかかわらず、第3条第3項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における原価改善取組に係るコスト削減に資する知見の取扱いは、甲が定める工程改善等の支援に関する特殊条項に定めるところによる。

（虚偽の資料の提出等に対する違約金）

第12条 乙は、甲が生産性向上推進制度の適用を決定するに際して、乙が真正な資料を提出若しくは提示せず、又は真実を説明していなかったことを甲が確認した場合には当該決定に係る申請契約及び対象契約に計上された全てのインセンティブ料の

2 倍の金額を、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、この限りでない。

- 2 前項の違約金の支払いは、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

備考 表中の [] の記載は注記である。